

参考：誘導施策に記載の事業内容

1. 都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を維持・誘導するための施策

(1) 都市機能誘導区域内を対象とした施策

	施策の概要	事業名	事業内容
1	【中央地域】 県・市連携文化施設や既設芸術文化施設等で構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新たなまちの魅力と賑わいを創出する。	・ 県・市連携文化施設整備事業	・ 県と市が連携し、老朽化が進んでいる県民会館および秋田市文化会館の機能を集約した県民・市民の芸術文化活動の拠点となる文化施設を現県民会館所在地に整備を行う事業。
		・ (仮称) 芸術文化交流施設整備事業	・ 旧県立美術館を活用し、芸術文化における市民の交流の場であり、発信型の施設として「(仮称) 芸術文化交流施設」の整備を行う事業。
		・ (仮称) 秋田駅周辺 JR 用地都市機能立地推進事業	・ JR 秋田駅に隣接する JR 東日本秋田支社ビルの移転を契機とし、駅舎機能の充実を図るとともに、現 JR 秋田支社ビル跡地へ中心市街地地域外からの秋田放送社屋の移転や駅東口 JR 用地への医療系施設整備、アリーナ等スポーツ施設など、都市機能立地の推進等を図る事業。
		・ 千秋公園整備事業	・ 公園西側緑地帯および本丸の園路や休養施設、法面保護のための植栽整備を完了し、平成 24 年度からは公園東側を 3 つのエリアに分けて、園路のバリアフリー化や雨水排水、休憩施設等の整備を継続して行う事業。
2	【中央地域】 日本版 CCRC 構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。	・ 日本版 CCRC 事業	・ 地域社会との連携や医療介護ケアなどの機能を有し、秋田市における CCRC のモデルとなるような、健康な中高齢者向け共同住宅の整備を行う事業。
3	【中央地域】 空き店舗や空きフロアを活用した新規事業等に対し、賃貸や設備投資に係る費用への支援を行い、新たな都市機能の誘導を図る。	・ 中心市街地商業集積促進補助制度	・ 中心市街地の商業集積を促進するため、第 2 期中心市街地活性化基本計画の策定に合わせ、融資あっせん制度のほか、補助対象エリアや業種の拡大、賃借料の補助期間延長などの支援策を拡充することで空き店舗等の解消を図り、さらなる賑わいを創出する事業。
		・ 小売業等チャレンジ支援事業	・ 中心市街地の空きテナントを借り上げ、チャレンジショップの場を創業者に対して安価で提供することで新たな開業を喚起し、商業振興と空き店舗解消の促進を図る事業。
4	【中央および東部地域】 土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業を行う際は、低未利用地や狭あい道路等の改善を図るほか、都市機能の適切な誘導を図る。	・ 土地区画整理事業（秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区）	・ 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
		・ 市街地再開発事業（秋田駅前北第一地区）	・ 市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
		・ 都市計画道路事業（千秋久保田町線）	・ 都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路の整備を行う事業。
		・ (仮称) 秋田駅周辺 JR 用地都市機能立地推進事業	・ JR 秋田駅に隣接する JR 東日本秋田支社ビルの移転を契機とし、駅舎機能の充実を図るとともに、現 JR 秋田支社ビル跡地へ中心市街地地域外からの秋田放送社屋の移転や駅東口 JR 用地への医療系施設整備、アリーナ等スポーツ施設など、都市機能立地の推進等を図る事業。
		・ 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備	・ 市有地を活用し、商店街の核となる商業施設等の整備を行う事業。
5	【西部および北部地域】 地域住民の交流やにぎわいづくり等を支援するため、拠点施設の整備を進める。	・ 土崎まちづくり拠点施設関連事業	・ 土崎地区に、曳山まつりや土崎空襲を含めた歴史をいかし、地域住民の交流やにぎわいづくりを進めるため整備した拠点施設で行う事業。
		・ 新屋まちづくり拠点施設関連事業	・ 新屋地区に、ガラス工芸などのものづくりを通じて地域住民の交流や独立・起業を目指す若手アーティスト等を支援するため整備した拠点施設で行う事業。
6	【全地域】 市が保有する未利用地や未利用建物等を活用し、民間活力を活用した新たな都市機能の誘導を図る。	・ 公的不動産の活用（旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備）	・ 公的不動産の集約・再編等を進める中、その一部について、民間事業者への土地の貸付や民間収益事業と公共サービスの複合化など、公的不動産の利用価値・収益性を高め、地域に求められる生活サービス機能の誘導による賑わいづくりなど、地域の活性化を図る。

	施策の概要	事業名	事業内容	
実施する施策等	【全地域】 国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が都市機能誘導施設を整備する場合、税制支援や金融支援を行う。	・都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例	・適切な都市機能の計画的な配置を促進するため、都市機能誘導区域外の資産を、国土交通大臣が認定した民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設（立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導施設）に買い換える場合に税制上の特例措置を講ずる。	
		・都市機能誘導施設を整備に係る土地等を譲渡した者に対する税制措置	・敷地の集約化など用地確保の促進を図るため、民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設（立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導施設）の導入事業に係る用地確保で事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対して税制上の優遇措置を講ずる。	
		・民都機構による金融支援	・民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設（立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導施設）を整備する際、一般財団法人民間都市開発推進機構の金融支援を受けることができる。	
8	【全地域】 新たな都市機能の誘導を図るため、空き店舗に出店する中小企業者に対する改装費・宣伝広告費・賃借料等の一部を補助する。	・（仮称）商店街空き店舗対策事業	・都市機能誘導区域に存する空き店舗に出店する中小企業者に対し、改装費・宣伝広告費・賃借料等の一部を補助し、本市商業地域の全般的な活性化を図る事業。	
9	【全地域】 地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、地域関係者向けに専門家による講演会やワークショップ等を開催する。	・リノベーションまちづくりに係る普及啓発	・地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、地域関係者向けに専門家による講演会やワークショップ等を開催する事業。	
今後検討する施策等	10	公的不動産等の有効活用により、都市機能誘導施設を整備する民間事業者に対して、公的不動産の賃料や固定資産税の減免、整備費等について支援する。	・都市機能立地支援事業	・人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能（医療・福祉等）を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する事業。
	11	都市機能誘導施設を民間事業者等が整備する場合に、整備に係る費用を支援する。	・都市再構築戦略事業	・人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構への再構築を図るため、地域に必要な都市機能（医療・福祉等）等の整備について支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する事業。
	12	誘導施設等の移転促進を図るため、誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備を支援する。	・集約都市形成支援事業	・コンパクトなまちづくりを推進するため、地域に必要な都市機能（医療・福祉等）等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う事業。
	13	良好な市街地環境の形成を図るため、道路・公園等の都市基盤の整備の実施について検討を行う。	・都市再生整備計画事業	・地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれる様々な取組みを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る事業。
	14	地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、民間によるリノベーションまちづくりを促進するため、まちづくりファンドの活用について検討を行う。	・まちづくりファンド支援事業	・《マネジメント型》一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資する、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、一般財団法人民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資・融資により支援する事業。 ・《クラウドファンディング型》景観形成等に資する民間のまちづくり事業への、地域への思いを持った方々からの「志あるお金」を募りつつ、当該事業の立ち上げをまちづくりファンドからの助成により支援する事業。また、あわせて当該ファンドにおいては、クラウドファンディングに係る初期費用についても支援を実施する。
	15	地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、新たな公益サービスとして、地域活力の向上につながるソーシャル・コミュニティビジネスに対する必要な支援について検討を行う。	・（仮称）ソーシャル・コミュニティビジネス支援事業	・地域課題の解決や地域資源の活用による新たな事業展開など、新たな公益サービスとして、地域活力の向上につながるソーシャル・コミュニティビジネスの企業に必要な経費の一部について補助を実施する事業。
16	国土交通大臣が認定する民間誘導施設等整備事業計画に基づき、民間事業者が都市機能誘導施設を整備する際、あわせて公共施設等を民間事業者が自発的に整備・管理する場合に税制支援を行う。	・固定資産税の軽減	・民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設（立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導施設）を整備する際、あわせて公共施設等を民間事業者が自発的に整備・管理することを促進するため、保有コストの負担を軽減する固定資産税等に係る課税標準の特例措置を講ずる。	

(2) 都市機能の維持・増進に資するその他の施策

	施策の概要	事業名	事業内容
実施する施策等	1 各地域の子育て交流ひろばを対象とし、妊娠・出産・育児に係る巡回相談等を実施する。	・利用者支援事業（基本型）との連携	・利用者支援事業（母子保健型）である秋田市版ネウボラと、子ども未来センターが実施している同事業（基本型）とを連携し、各市民サービスセンター内の子育て交流ひろばへの巡回相談等により、妊娠・出産・育児に係る相談サービスを拡充する。
	2 市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとする者に対し、初期投資や事業継続に必要な経費の一部を補助するほか、女性企業家や転入企業者を手厚く支援する。	・創業支援事業	・市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとする者に対し、初期投資や事業継続に必要な経費の一部を補助するほか、女性企業家や転入企業者を手厚く支援する事業。
	3 良好な景観形成を図るうえで重要と認められる建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や回収費用を補助する。	・景観重要建造物等保存事業費補助金	・良好な景観形成を図るうえで重要と認められる建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や回収費用を補助する事業。
	4 自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動に取り組む団体等に支援を行い、地域の特性を活かした景観の向上を図る。	・都市景観形成事業（景観まちづくり活動支援）	・自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動に取り組む団体等に支援を行い、地域の特性を活かした景観の向上を図る事業。
	5 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	・道路改良事業	・安全で快適な道路環境を提供するため、道路の拡幅・線形・交差点などの改良および舗装新設を行う事業。
		・人にやさしい歩道づくり事業	・児童や高齢者などが、より安全に通行できるように、既設歩道のバリアフリー化を行う事業。
		・道路維持修繕事業	・老朽化の著しい舗装の補修や改修、段差や排水不良の解消を図るなど、道路施設の補修や改修工事を実施する事業。
		・道路附属施設改修事業	・老朽化や損傷が著しい道路照明灯など道路附属施設の改修工事を実施する事業。
		・融雪施設改良事業	・経年劣化等により低下した融雪能力の機能回復を図るため、施設の更新や修繕を実施する事業。
		・交通安全施設等整備事業	・市が管理する交通安全施設等の新設および改修を実施する事業。
6 空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	・都市公園バリアフリー化事業	・「秋田市緑の基本計画」およびエイジフレンドリーシティ行動計画に基づき、公園施設のバリアフリー化を行う事業。	
	・老朽危険空き家等対策経費	・空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する事業。	
7 企業主導型保育事業の実施主体に対し、地域枠を設けること等を要件に施設整備費または備品購入等に要する経費を補助する。	・企業主導型保育推進事業	・企業主導型保育事業の実施主体に対し、地域枠を設けること等を要件に施設整備費または備品購入等に要する経費を補助する事業。	
8 ボランティア、世代間交流、生きがい就労など、地域における高齢者のコミュニティ活動を創出・支援し、それらの活動によって地域課題の解決が図られる仕組みと体制を構築する。	・高齢者コミュニティ活動創出・支援事業	・ボランティア、世代間交流、生きがい就労など、地域における高齢者のコミュニティ活動を創出・支援し、それらの活動によって地域課題の解決が図られる仕組みと体制を構築する事業。	
9 市が策定する整備計画等に基づき、保育所等に係る施設整備に要する経費（創設、増築、老朽改築等）を補助する。	・児童福祉施設等整備費補助金	・市が策定する整備計画等に基づき、保育所等に係る施設整備に要する経費（創設、増築、老朽改築等）を補助する事業。	

2. 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

(1) 居住誘導区域内を対象とした施策

		施策の概要	事業名	事業内容
実施する施策等	1	《再掲》【中央および東部地域】 土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業を行う際は、低未利用地や狭あい道路等の改善を図るほか、都市機能の適切な誘導を図る。	・土地区画整理事業（秋田駅西北地区、秋田駅東第三地区） ・市街地再開発事業（秋田駅前北第一地区） ・都市計画道路事業（千秋久保田町線）	・道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。 ・市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。 ・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路の整備を行う事業。
	2	《再掲》【中央地域】 日本版 CCRC 構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりを進める。	・日本版 CCRC 事業	・地域社会との連携や医療介護ケアなどの機能を有し、秋田市における CCRC のモデルとなるような、健康な中高齢者向け共同住宅の整備を行う事業。
	3	【中央地域】 子育て世代から高齢者まで、居住誘導区域内への住替えを促進するため、空き家の利活用支援を促進する。	・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）	・中心市街地活性化基本計画区域外からの転入者を対象に、中心市街地内の空き家バンク登録物件について、居住するための改修等を行う場合、工事費の一部を補助する事業。
	4	【中央・西部・南部・北部の各地域（津波浸水想定区域）】 居住誘導区域内での安全・安心な居住の確保を図るため、津波避難計画を策定するほか、災害時避難標識を整備する。	・津波避難計画の策定 ・災害時避難標識整備事業	・津波または堤防の破堤・沈下による浸水にともない被害が発生する地域を対象とし、浸水・津波による被害から住民等の生命および安全を確保することを目的に、津波避難計画を策定する。 ・津波または堤防の破堤・沈下による浸水にともない被害が発生する地域を対象とし、浸水・津波による被害から住民等の生命および安全を確保することを目的に、災害時避難標識の整備を行う事業。
今後検討する施策等	5	津波浸水や河川氾濫等による浸水被害が面的に予想される範囲を対象とし、必要な防災対策施設の整備を検討するほか、市民の防災意識の向上、防災訓練の活発化を図る。	・都市防災総合推進事業	・避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組みを支援する事業。
	6	居住誘導区域内での住替えにも対応した、空き家の利活用支援を促進する。	・空き家定住推進事業の拡充	・空き家バンクに登録された空き家を購入又は賃借し、市外から移住する方などが行う改修等に係る費用を補助する既存事業について、居住誘導区域内は市内在住者による利用の場合も可能とし、空き家の利活用による移住・定住を促進する事業。
	7	目指すべき将来都市構造の実現に向け、都市機能・居住の維持・誘導に資する都市計画の見直しを検討する。	・各種都市計画の見直し（用途地域、道路、地区計画等）	・都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業等に関する計画など、都市計画法に基づいて都市計画決定された用途地域や道路、地区計画等の見直しを行う。
	8	街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業や活動拠点等の整備を促進するため、街なか居住再生ファンドの活用を検討する。	・街なか居住再生ファンド	・居住誘導区域の活性化のため、民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資することにより、都市の中心部への居住を推進する事業。

(2) 居住機能の維持・増進に資するその他の施策

	施策の概要	事業名	事業内容	
実施する施策等	1	子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・購入、賃貸および転居に係る費用を補助し、移住を促進する。	・秋田市移住促進事業（子育て世帯移住促進事業） ・県外からの転入者で、18歳未満の子どもを養育している世帯を対象とし、住宅取得や賃貸契約に係る費用、転居に係る費用を補助する事業。	
	2	住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る。	・住宅リフォーム支援事業 ・住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る事業。	
	3	市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する。	・空き家バンク制度 ・市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する事業。	
	4	世帯が、同居又は近居するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。	・多世帯同居・近居推進事業 ・多世帯同居又は近居を希望する者の移住の促進を図り、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境をつくるため、既存の住宅の改築または改修に係る費用を補助する事業。	
	5	地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する。	・木造住宅耐震改修等事業 ・地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する事業。	
	6	《再掲》 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	・道路改良事業	・安全で快適な道路環境を提供するため、道路の拡幅・線形・交差点などの改良および舗装新設を行う事業。
			・人にやさしい歩道づくり事業	・児童や高齢者などが、より安全に通行できるように、既設歩道のバリアフリー化を行う事業。
			・道路維持修繕事業	・老朽化の著しい舗装の補修や改修、段差や排水不良の解消を図るなど、道路施設の補修や改修工事を実施する事業。
・道路附属施設改修事業			・老朽化や損傷が著しい道路照明灯など道路附属施設の改修工事を実施する事業。	
・融雪施設改良事業			・経年劣化等により低下した融雪能力の機能回復を図るため、施設の更新や修繕を実施する事業。	
・交通安全施設等整備事業			・市が管理する交通安全施設等の新設および改修を実施する事業。	
7	《再掲》 空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	・都市公園バリアフリー化事業	・「秋田市緑の基本計画」およびエイジフレンドリーシティ行動計画に基づき、公園施設のバリアフリー化を行う事業。	
		・老朽危険空き家等対策経費	・空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する事業。	
8	町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る。	・集会所類似施設整備・建設費助成事業 ・集会所類似施設建設資金貸付金	・町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る事業。	

3. 居住誘導区域外に係る施策

(1) 居住誘導区域外を対象とした施策

	施策の概要	事業名	事業内容
実施する施策等	1 【全域（都市計画区域内）】 都市計画基礎調査を活用した、定期的な跡地等発生状況の動向把握。	・都市計画基礎調査	・県が調査主体となり、定期的実施される都市計画基礎調査の土地利用現況調査等を活用し、定期的な跡地等発生状況の動向を把握する。
	2 【全域（都市計画区域内）】 地域住民からの発意のもと、良好な生活環境の維持・形成を目的とした、地区計画の適用について検討する。	・地区計画	・地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備、保全するために、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び道路や公園の配置などについて、区域内利害関係者の意向を反映させ、市が都市計画として定める計画。
	3 【市街化調整区域】 開発許可基準の緩和による、人口減少・少子高齢化における集落維持を進める。	・都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例 (同法第34条第11号)	・人口減少・少子高齢化により現在の集落の維持が課題となっていることを踏まえ、一定の基準を満たす集落の区域については、外部の人を含め、誰でも住宅（自己用の専用住宅や小規模の店舗又は事務所などを併設する兼用住宅）を建てることできるようにする。
	4 【市街化調整区域】 集落の維持・活性化に資する6次産業化施設の整備に対する開発許可審査手続きの簡素化。	・開発許可の特例措置	・集落の維持・活性化に資する6次産業化施設の整備に対し、開発審査会の議を経ることは不要とし、開発許可審査手続きを簡素化する。
	5 【市街化調整区域】 上記3で区域指定した既存集落において、コミュニティの維持を目的に、移住・定住や二地域居住を推進することとし、長期にわたり適正に利用された既存建築物に対する弾力的な運用。 (空き家の賃貸住宅としての活用等)	・開発許可制度の弾力的運用	・既存集落においてコミュニティや住民の生活水準の維持を図るため、当該集落において長期にわたり適正に利用された既存建築物の用途変更（移住・定住・二地域居住を図るための空き家の賃貸住宅等）に対し、地域の実情に応じ、弾力的に開発許可が受けられるようにする。
今後検討する施策等	6 【全域（都市計画区域内）】 今後の跡地等の発生状況に注視しつつ、必要に応じ、跡地等管理区域の指定および跡地等管理協定の締結。	・跡地等管理区域の指定 ・跡地等管理協定の締結促進	・空き地が増加しつつある既存集落や住宅団地等において、空き地における雑草の繁茂、樹木の枯損等を防止し、良好な生活環境等を維持するため、跡地等の適正な管理を必要とする区域を定めるとともに、所有者自ら跡地等を適正に管理することが困難な場合は、市または都市再生推進法人等が跡地等管理区域内で所有者等と管理協定を締結し、当該跡地等の管理を行う。  ※跡地等管理区域：空き地における雑草の繁茂、樹木の枯損等を防止し、良好な生活環境等を維持するため、跡地等の適正な管理を必要とする区域（任意で指定することが可能）

(2) 居住誘導区域外の居住環境維持に資するその他の施策

	施策の概要	事業名	事業内容
実施する施策等	1 《再掲》 子育て世代をターゲットに、一定の要件を満たす秋田市への移住者に対し、住宅の新築・購入、賃貸および転居に係る費用を補助し、移住を促進する。	・秋田市移住促進事業（子育て世帯移住促進事業）	・県外からの転入者で、18歳未満の子どもを養育している世帯を対象とし、住宅取得や賃貸契約に係る費用、転居に係る費用を補助する事業。
	2 《再掲》 住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る。	・住宅リフォーム支援事業	・住宅の所有者等が行う増改築やリフォーム工事に対して補助し、良質なストックの形成を図る事業。
	3 《再掲》 市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する。	・空き家バンク制度	・市内の空き家の賃貸・売却を希望する者から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する者に紹介し、移住・定住を促進する事業。
	4 《再掲》 世帯が、同居又は近居するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対して補助し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進める。	・多世帯同居・近居推進事業	・多世帯同居又は近居を希望する者の移住の促進を図り、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる環境をつくるため、既存の住宅の改築または改修に係る費用を補助する事業。
	5 《再掲》 地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する。	・木造住宅耐震改修等事業	・地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅の耐震診断や耐震改修に対し助成する事業。
	6 《再掲》 良好な市街地環境の形成を図るため、都市基盤整備を実施する。	・道路改良事業	・安全で快適な道路環境を提供するため、道路の拡幅・線形・交差点などの改良および舗装新設を行う事業。
		・人にやさしい歩道づくり事業	・児童や高齢者などが、より安全に通行できるように、既設歩道のバリアフリー化を行う事業。
		・道路維持修繕事業	・老朽化の著しい舗装の補修や改修、段差や排水不良の解消を図るなど、道路施設の補修や改修工事を実施する事業。
・道路附属施設改修事業		・老朽化や損傷が著しい道路照明灯など道路附属施設の改修工事を実施する事業。	
・融雪施設改良事業		・経年劣化等により低下した融雪能力の機能回復を図るため、施設の更新や修繕を実施する事業。	
・交通安全施設等整備事業		・市が管理する交通安全施設等の新設および改修を実施する事業。	
7 《再掲》 空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する。	・老朽危険空き家等対策経費	・空家等対策特別措置法等の関係法令に基づき、適切な管理が行われていない空き家の所有者等に対し指導等を行うほか、危険性が高まった場合の必要最小限の安全措置や危険な空き家を解体撤去する所有者に対する補助金を交付する事業。	
8 《再掲》 町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る。	・集会所類似施設整備・建設費助成事業 ・集会所類似施設建設資金貸付金	・町内会に対して地域自治活動の拠点となる集会所類似施設の整備に要する経費の補助・貸付を行い、地域力の活性化を図る事業。	

#### 4. 公共交通に係る施策

	施策の概要	事業名	事業内容
実施する施策等	1 郊外部において、市が事業主体となるマイタウン・バスを運行することにより、市民の移動手段の確保を図る。	・バス交通総合改善事業	・郊外部における不採算路線について、市が事業主体となるマイタウン・バスを運行する事により、市民の移動手段の確保を図る事業。
	2 路線バス事業者に対し、運行に係る経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保を図る。	・地方バス路線維持対策経費	・バス事業者に対し路線再編や利便性向上を促すとともに、運行に係る経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保を図る事業。
	3 多核集約型のまちづくりを目指す本市の公共交通軸の強化を図るため、鉄道・バスによるネットワーク上の交通結節点となる「泉・外旭川新駅（仮称）」の設置を目指す。	・泉・外旭川新駅（仮称）整備事業	・多核集約型のまちづくりを目指す本市の公共整備推進経費交通軸の強化を図るため、鉄道・バスによるネットワーク上の交通結節点となる「泉・外旭川新駅（仮称）」を整備する事業。
	4 公共交通利用者の利便性向上や、交通事業者による効果的な運行の実現を図るため、交通系 IC カードの導入を目指す。	・交通系 IC カード導入検討経費	・公共交通利用者の利便性向上や、交通事業者による効果的な運行の実現を図るため、交通系 IC カードを導入する事業。
	5 中心市街地の回遊性を高め、秋田駅周辺とエリアなかいちで創出された賑わいを、中心市街地全体に波及させる一助として、中心市街地循環バスを運行する。	・中心市街地循環バス運行事業	・中心市街地の回遊性を高め、中心市街地で創出された賑わいを、エリア全体に波及させる一助として、中心市街地循環バスを運行する事業。
	6 満 65 歳以上の高齢者が、市内の路線バス等を利用する際、100 円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出の促進や生きがいづくりを支援する。	・高齢者コインバス事業	・満 65 歳以上の高齢者が、市内の路線バスを利用する際、100 円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出の促進や生きがいづくりを支援する事業。
今後検討する施策等	7 将来的に維持すべき幹線バス路線を明確化し、利便性が高く持続可能な路線網の形成に向けた検討を継続する。	・バス路線網の形成	・バス路線の路線ごとの役割を明確化し、利便性が高く持続可能な路線網への再編に向けた検討を行う。
	8 鉄道とバス、バス相互の乗継拠点を明確化するとともに、乗継による負担軽減に向けた検討を行う。	・交通結節点および乗継拠点の整備検討	・鉄道とバス、バス相互の乗継拠点を明確化するとともに、待合施設の屋内化や運行状況の情報提供、休憩所の併設など、乗継による負担軽減に資する施設を整備する事業。
	9 郊外部の路線廃止が行われた場合の代替交通として、市民団体や NPO 法人等の組織が運営する地域交通の導入について検討を行う。	・地域交通の導入検討	・郊外部の路線廃止が行われた場合の代替交通として、市民団体や NPO 法人等の組織が運営する地域交通の導入に向けた検討を行う。